

出張の格安チケットと通常料金の差額は個人のもの?

# 経費

>>> finding out more about salaries and benefits

メールを印刷した紙やメモも領収書代わりに  
 二〇〇六年四月二日以後開始する事業年度から「一人当たり五〇〇〇円以下の飲食費(社内の人だけの飲食は除く)」は実際費から除外され、会議費として認められるようになった。

会議費の場合は図2で示しているように全額が損金(経費)になるが、実際費の場合は資本金が一億円を超える会社の場合には一切、損金にはならず、資本金が一億円以下の会社の場合も上限四〇〇万円の九〇%、つまり三六〇万円までしか損金として認められない。また、会議費が認められる人数については特に税務上の制限はない。極端な例だが、社内の九人、社外の人一人で飲食しても、飲食代が五万円以下であれば会議費として認められる(ただし、参加者の氏名その他を記載した書類の保存が必要)。

では、社内の人だけで飲食したら、どうなるだろうか? この場合、五〇〇〇円以下という金額基準は関係なく、実態があれば会議費として認められる。たとえば、仕事の打ち合わせのため何人かで食事をした場合、税務上は損金処理が可能(会社がそれを認めるかどうかは別)。忘年会・新年会、歓迎会など全員参加が一応の前提となっている飲み会については、福利厚生費となつて全額が損金になる。

このほか、サラリーマンにとって、出張のときの費用はどこまでが経費として

認められるのかも気になるところ。出張のときの交通費は領収書をもって添付するのが好ましいが、税務上は実費精算でもOK。宿泊費については、会社の出張規定に基づいて一日当たりいくらという形で支給されることになっていれば、領収書なしでもかまわない。

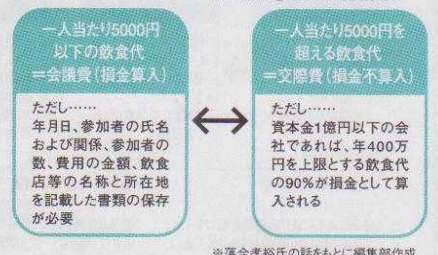
たとえば、東京から大阪まで一泊の出張があり、新幹線往復チケットと宿泊がバックになった格安の旅行券二万五〇〇〇円を入手して出張したとする。東京・新大阪間の新幹線の運賃と指定席特等料(通常期)の合計は往復二万八一〇〇円で、さらに出張規定で定められた宿泊費は一万円だったとすると、交通費と宿泊費で計三万八一〇〇円が支給されても、税務上は問題ない(別途、出張規定に基づき、出張の行き先や使用した交通機関、目的などを記載した出張旅費精算書の提出が必要)。カラ出張ではなく出張の実態があれば損金扱いとなる。

税務上経費として認められるためには領収書がすべて必要と思つている人が多いが、必ずしもそうではない。飲食費や書籍、消耗品の購入等はレシートでもOK。ネットでの注文確認書等を印刷してきたメールでの注文確認書等を印刷しておけば領収書代わりになる。得意先との会議で、自動販売機で缶コーヒーを買ひ、みんなの机の上に置いておくようなこともあるが、その場合はメモ書きでもよいので明細を残しておくように。つまり、その事実を裏付けるものがあれば、経費として認められるのである。

【図1】意外と知らない!? 費用の「損金」算入項目

用途	勘定科目	備考
移動で発生する電車で、高速道路代、ガソリン代、タクシー代など	旅費交通費	領収書がない場合、行き先、使用交通機関、金額がわかる明細が必要
出張に伴う交通費、宿泊費、日当	旅費交通費	社内の旅費規定に基づいたため、必ずしも領収書がなくても損金扱いとなる
残業食事代、新年会、歓迎会、社員旅行など	福利厚生費	社員旅行の場合、4泊5日以内、全社員の50%以上が参加することが条件
情報収集に必要な新聞代、書籍代、資料代など	新聞図書費	レシート、インターネット上の明細書の印刷物でも領収書となる
カレンダー、景品、社名入りのタオルや扇子など	広告宣伝費	不特定多数の者に自社や自社商品を宣伝する目的があることが条件
会議の際に供与する茶菓、弁当などの飲食物	会議費	得意先との打ち合わせに伴う飲食代も、一人5000円以下であれば会議費となる

【図2】得意先との飲食代でも一人当たり5000円以下であれば「会議費」となり非課税!



税理士、CFP  
**落合孝裕**  
 Takahiro Ochiai  
 守口 充=構成

おちあい・たかひろ 1961年、東京都生まれ、83年、横浜市立大学卒業。  
 大手食品メーカーを退職後、91年に税理士登録。96年、落合会計事務所を開設。  
 著書に「面白いほどよくわかる経理のしくみ」ほか多数。

# プレジデント PRESIDENT

マネー・株異変! 無敵の金銭リテラシー講座6  
 毎月第2・第4月曜日発売 2007.9.3号  
 特別定価 650円

大前研一  
 9割の人は  
 「殖やし方、使い方」が  
 間違っている!

a practical guide to  
 make, save,  
 and spend  
 money wisely

# 60

# お金の 新常識



知っている  
 人だけが  
 得をする

- PART 1** 「おいしい運用話」のオモテと裏側  
 投資信託、REIT、外貨預金、個人向け国債……
- PART 2** 住宅、保険、税金…「安く上げる」隠しワザ  
 新型住宅ローン、格安物件、生保の見直し、電子マネー……
- PART 3** 年金、介護、医療、相続の損得計算  
 増額年金、世帯分離、葬儀、医療保険、在宅介護……
- PART 4** 給料、経費、401k、退職金のカラクリ  
 財形貯蓄、健保フル活用、控除、経費、退職金、労金……



ナゾが解ければあなたもリアルリッチの仲間入り  
**なぜ財布はすぐ軽くなる?…おカネの小さな大疑問**